○国土交通省告示第千七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年十一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　明治四十四年内務省告示第六十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

三重県桑名市多度町美鹿字前山

一二三一番から一二三五番まで
一二三六番一及び一二三六番一
一二三六番五
一二三七番一及び一二三七番二
一二三八番から一二四一番まで
一二四一番一
一二四二番
字真之谷
一四四六番一から一四四六番六まで
一四四七番
一四四七番一
一四五六番
一四六九番及び一四七〇番
一四七〇番一及び一四七〇番二
一四七一番二及び一四七一番三

○国土交通省告示第千七十八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＲＧ	142138	まつしま	26. 9.18
７ＪＲＲ	142192	なぐら	26. 9. 5
７ＪＲＳ	142193	たけとみ	26. 9. 5
７ＪＳＢ	142213	いわき丸	26. 9.26
ＪＤ3695	142184	第三十三寿和丸	26. 9.16
ＪＤ3723	142225	第二十六惣寶丸	26. 9.11
ＪＤ3729	142233	あそ	26. 9.19
ＪＤ3735	142241	英彦山丸	26. 9.17
ＪＤ3736	142242	梅王丸	26. 9.19
ＪＤ3737	142244	第八十八天竜丸	26. 9.25
ＪＤ3738	142245	ろっこう丸	26. 9. 8
ＪＤ3746	142255	利根丸	26. 9. 4
ＪＤ3747	142258	泰隆丸	26. 9. 3
ＪＤ3748	142260	盛明丸	26. 9.16
ＪＤ3750	142261	第十八英山丸	26. 9. 8
ＪＤ3751	142262	はやちね	26. 9.17
ＪＤ3752	142264	第三十五安芸丸	26. 9. 8
ＪＤ3754	142266	紅進丸	26. 9.11
ＪＤ3758	142271	日の出丸	26. 9.24
ＪＤ3761	142275	天馬丸	26. 9.22
ＪＤ3772	142299	八日丸	26. 9.30
ＪＤ3773	142301	新白山丸	26. 9.12

○国土交通省告示第千七十九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
ＪＢＬＶ	133327	相馬丸	26. 9.16
ＪＦＢＪ	131496	第七十八東高丸	26. 9. 1
ＪＦＢＸ	131497	第八十八東高丸	26. 9. 1
ＪＩＲＳ	130096	第十一新流丸	26. 9. 1
ＪＪＰＹ	130753	第七大功丸	26. 9.11
ＪＫＢＴ	130767	第一新流丸	26. 9. 1
ＪＫＪＱ	130896	第二十一新流丸	26. 9. 1
ＪＮＡＶ	136646	さんこうしんしあ	26. 9. 5
ＪＰＦＮ	135947	天信丸	26. 9.30
ＪＱＤＭ	132195	第六十八東高丸	26. 9. 1
ＪＱＥＣ	132199	第八東高丸	26. 9. 1
ＪＥ2936	130521	第101勝運丸	26. 9.24
ＪＥ2971	130724	第１勝運丸	26. 9.24
ＪＧ3659	119306	かいりゆう	26. 9.11
ＪＧ3814	121771	第二十一純友丸	26. 9. 1
ＪＧ4691	129756	第一大柏丸	26. 9. 3
ＪＨ2521	112246	盛幸丸	26. 9.26
ＪＨ3238	131590	第十七徳栄丸	26. 9. 2
ＪＨ3275	133176	天城丸	26. 9. 4
ＪＪ3205	121121	瀬田丸	26. 9.29
ＪＪ3313	125216	松丸	26. 9. 4
ＪＪ3387	125330	大祐丸	26. 9. 8
ＪＪ3505	129166	せとうち	25. 5. 1
ＪＫ4564	127302	第三姫島	26. 9. 9
ＪＬ4842	124035	第三扇栄丸	26. 9.17
ＪＭ4163	114484	サザンドリーム	26. 9. 1
ＪＭ4964	124711	第八美宝丸	26. 9.19
ＪＭ6233	133518	三宗丸	26. 9. 1

○国土交通省告示第千八十号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
Ａ09171118	21. 7. 9	129166	せとうち

○国土交通省告示第千八十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
9903	1.11.29	131112	第五十八事代丸
Ａ04191525	16.11. 9	120565	第十一矢嶋丸
Ａ06131112	18. 8.24	140416	Discovery Ⅲ
Ａ06171041	18.11.27	122916	第三東興丸
Ａ10181336	22.11.17	141372	山鋼丸
Ａ13141300２	25. 1.21	134620	第二十二明豊丸

○北海道開発局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十一日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・三・三〇七号白樺通

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道江別市東野幌本町、野幌若葉町、野幌松並町及び野幌町地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

十一月七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

要求書受領

十一月七日、内閣から、原子力委員会委員長に岡芳明を、同委員に阿部信泰及び中西友子を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に川本裕子を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子及び加藤久和を任命したいので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公安審査委員会委員に板澤幸雄及び川野辺充子を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案受領

十一月七日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

十一月七日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件